（総会及び部会と推進委員との関係）

第二十九条　総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができる。

2　推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会の会議に出席して意見を述べることができる。

第二十一条第一項中「会議（」の下に「以下」を加え、同項ただし書中「者がともに欠け若しくは事故がある」を「者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた」に、「農業委員会の選挙による委員の一般選挙」を「委員の任期満了による任命」に改め、同条第二項中「在任委員」を「現に在任する委員」に改め、同条第三項中「在任委員」を「現に在任する委員」に改め、同項ただし書中「第二十四条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条に次の一項を加える。

5　農業委員会は、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るように努めなければならない。この場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めなければならない。

第二十条を第二十六条とする。

第十九条第一項から第七項までを次のように改める。

農業委員会に、農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会は、委員が互選した者をもつて構成する。

3　部会の委員の構成は、次の各号（当該農業委員会の区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、第二号）に掲げる基準に従わなければならない。

一　第八条第五項各号に掲げる者が部会の委員の過半数を占めること。

二　第八条第六項に規定する者が含まれること。

4　第二項の規定による互選に関し必要な事項は、政令で定める。

5　部会の委員の定数は、条例で定める。

6　部会に部会長を置く。

7　部会長は、部会の委員のうちから総会（第二十七条第一項に規定する総会をいう。以下この条において同じ。）で選任する。

第十九条第八項中「部会長」の下に「に事故があり、又は部会長」を加え、「又は事故があるとき」を削り、同条第九項中「行う」を「遂行する」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の九条を加える。

（農地利用最適化推進委員の委嘱）

第十七条　農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。

一　第三条第五項の政令で定める市町村

二　農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることその他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村

2　農業委員会は、前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。

3　推進委員は、前項の規定により農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う。

4　前項の活動は、第七条第一項の指針が定められている場合には、当該指針に従つて行わなければならない。

5　推進委員は、その活動を行うに当たつては、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携に努めなければならない。

6　第一項ただし書の規定により推進委員を委嘱しないこととした農業委員会は、第六条第二項に規定する事務について、各委員が担当する区域を定めなければならない。

第十八条　推進委員は、非常勤とする。

2　推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3　前項の定数の変更は、推進委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4　第八条第四項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。

5　推進委員は、委員と兼ねることができない。

第十九条　農業委員会は、第十七条第一項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同条第二項の規定により農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2　農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3　農業委員会は、第十七条第一項の規定による推進委員の委嘱に当たつては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

（推進委員の任期）

第二十条　推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。

2　推進委員は、その任期満了後も後任の推進委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3　推進委員は、再任されることができる。

（推進委員の解嘱）

第二十一条　農業委員会は、推進委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠つた場合その他推進委員たるに適しない非行があると認める場合には、これを解嘱することができる。

2　推進委員は、前項の場合を除き、その意に反して解嘱されることがない。

（推進委員の失職）

第二十二条　推進委員は、第八条第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。

（推進委員の辞任）

第二十三条　推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。

（推進委員の秘密保持義務）

第二十四条　推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（推進委員の報酬等）

第二十五条　市町村は、推進委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

本則に次の三章を加える。

第三章　農業委員会ネットワーク機構

（指定）

第四十二条　農林水産大臣又は都道府県知事（以下「農林水産大臣等」という。）は、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項又は第二項に規定する業務（以下「農業委員会ネットワーク業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国又は都道府県にそれぞれ一を限つて、農業委員会ネットワーク機構として指定することができる。